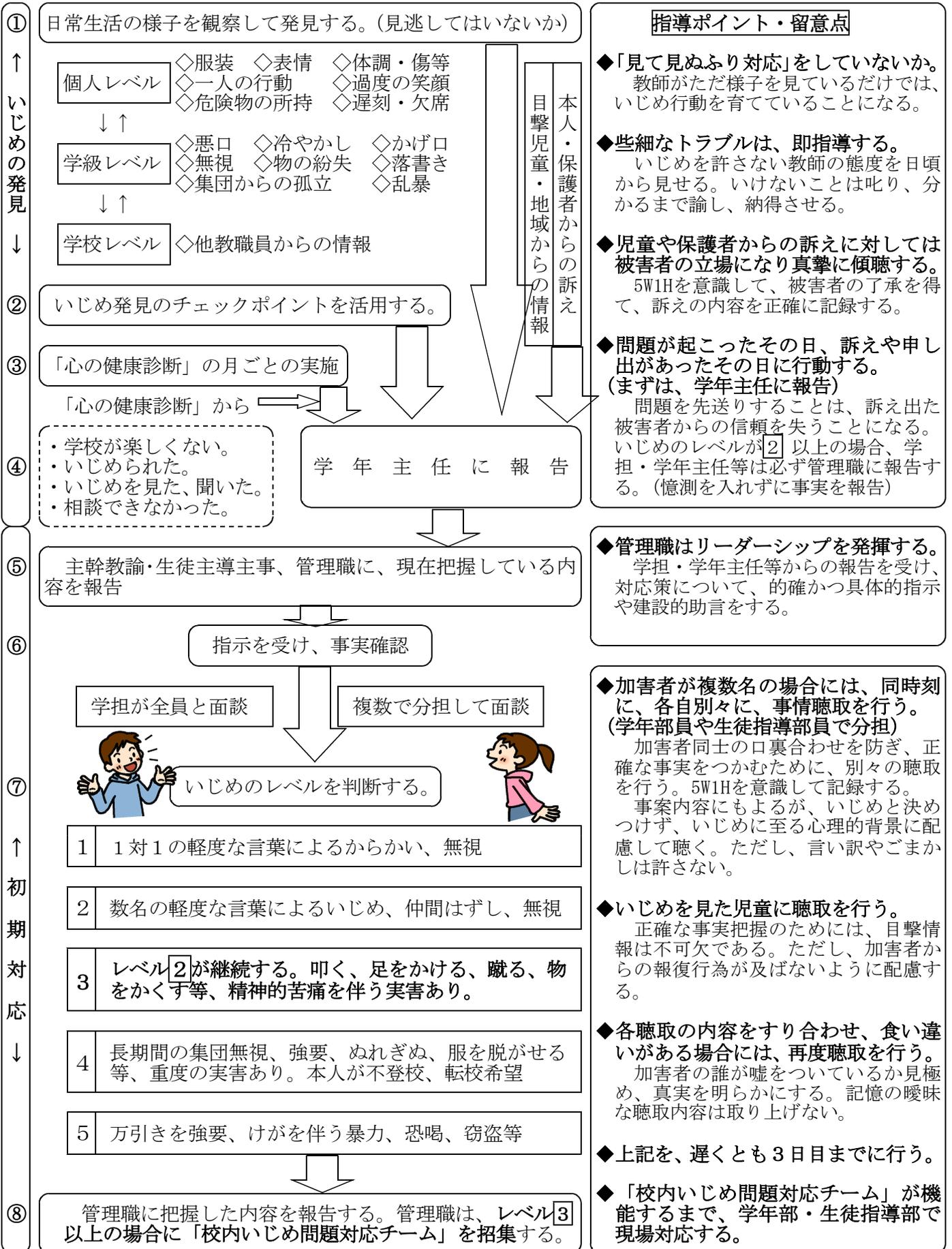


「いじめの初期対応」の流れ



指導ポイント・留意点

- ◆「見て見ぬふり対応」をしていないか。
教師がただ様子を見ているだけでは、いじめ行動を育てていることになる。
- ◆些細なトラブルは、即指導する。
いじめを許さない教師の態度を日頃から見せる。いけないことは叱り、分かるまで諭し、納得させる。
- ◆児童や保護者からの訴えに対しては被害者の立場になり真摯に傾聴する。
5W1Hを意識して、被害者の了承を得て、訴えの内容を正確に記録する。
- ◆問題が起こったその日、訴えや申し出があったその日に行動する。
(まずは、学年主任に報告)
問題を先送りすることは、訴え出た被害者からの信頼を失うことになる。いじめのレベルが2以上の場合、学担・学年主任等は必ず管理職に報告する。(憶測を入れずに事実を報告)
- ◆管理職はリーダーシップを発揮する。
学担・学年主任等からの報告を受け、対応策について、的確かつ具体的指示や建設的助言をする。
- ◆加害者が複数名の場合には、同時に、各自別々に、事情聴取を行う。
(学年部員や生徒指導部員で分担)
加害者同士の口裏合わせを防ぎ、正確な事実をつかむために、別々の聴取を行う。5W1Hを意識して記録する。
事案内容にもよるが、いじめと決めつけず、いじめに至る心理的背景に配慮して聴く。ただし、言い訳やごまかしは許さない。
- ◆いじめを見た児童に聴取を行う。
正確な事実把握のためには、目撃情報は不可欠である。ただし、加害者からの報復行為が及ばないように配慮する。
- ◆各聴取の内容をすり合わせ、食い違いがある場合には、再度聴取を行う。
加害者の誰が嘘をついているか見極め、真実を明らかにする。記憶の曖昧な聴取内容は取り上げない。
- ◆上記を、遅くとも3日目までに行う。
- ◆「校内いじめ問題対応チーム」が機能するまで、学年部・生徒指導部で現場対応する。